

会 長	局 長	主 幹	主 査	係	合 議

令和元年第10回 湧別町農業員会総会議事録	
1. 会 期	令和元年10月24日(木) 11時00分 開会 11時35分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室
3. 議 件	
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について
日 程 第 2	会期の決定について
日 程 第 3	諸般の報告について
日 程 第 4	報告第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の取り下げについて
日 程 第 5	議案第1号 現況証明願について
日 程 第 6	議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について
日 程 第 7	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第 8	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 佐藤 弘朗	2 久保 直之	3 松田 和浩	4 姉崎 淳一
		7 友澤 勇司	
9 松橋 聡	10 藤井 浩行	11 山口 一行	12 中原 修
13 安藤 弘司	14 秋葉 宏之	15 松浦 敬貴	16 本間 保利
	18 小崎 勝敏	19 栗田 淳	20 渡辺 健一
		23 長屋 教幸	24 島田 宗央
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
5 山崎 幸一	6 関口 哲治	8 児嶋 和美	
17 如澤 寿生	21 越智 淳一	22 鈴木 幹雄	
6. 事務局			
事務局長	池田 孔紀	主 幹	宮本 則幸
主任	國分 昌宏		

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和元年第10回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、19名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の議事録署名委員については、9番 松橋委員、10番 藤井委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和元年9月27日に開催されました令和元年第9回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>10月15日(火)北見市において、第2回オホーツク農業委員会連合会役員会が開催され、これに会長が出席しております。</p> <p>本日、令和元年第10回湧別町農業委員会総会を開催致しております。</p> <p>以上、活動状況の報告と致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第4、報告第1号について、事務局より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の2ページをご覧ください。報告第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の取り下げについて。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決をしましたが、所有権を移転する者の都合により取り下げが行われ、無効となったことを報告いたします。</p>

事務局	<p>内容をご説明しますので議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>所有権移転の番号1番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●●●さんでございます。</p> <p>所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●外計2筆で合計面積は32,171㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。</p> <p>所有権移転の時期でございますが、令和元年8月28日でしたが、その後、売主の●●●●●●さんより取り下げの意向があり買主とも協議が整ったため議決が無効となったことを報告するものであります。</p> <p>(別冊資料7ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから報告第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。これで報告第1号を終わります。</p> <p>日程第5、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において5件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書の5ページをご覧ください。その1。証明願出人、所有者ともに志撫子、●●●●●●さんです。</p> <p>土地の所在ですが、志撫子●●番●で、地目は公簿が牧場で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は21,453㎡で、利用状況は原野であり、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は栗田委員、如澤委員、長屋委員でございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書の6ページをご覧ください。その2。証明願出人、所有者ともに計呂地、●●●●●●さんです。</p> <p>土地の所在ですが、計呂地●●番●外計2筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は1,976㎡で、利用状況は原野であり、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は如澤委員、栗田委員、長屋委員でございます。</p>

事務局	<p>(別冊資料 2 ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書の 7 ページをご覧ください。その 3。証明願出人、所有者ともに南兵村一区、●●●●さんです。</p> <p>土地の所在ですが、南兵村一区●●番●で、地目は公簿が牧場で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は 2, 292 m²で、利用状況は宅地であり、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は佐藤委員、渡辺委員、小崎委員でございます。</p> <p>(別冊資料 3 - 1 ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書の 8 ページをご覧ください。その 4。証明願出人、北見市、●●●●さん。所有者、中湧別東町、●●●●さんです。</p> <p>土地の所在ですが、中湧別東町●●番●外計 2 筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は 551 m²で、利用状況は宅地であり、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は藤井委員、小崎委員、松浦委員でございます。</p> <p>(別冊資料 3 - 2 ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書の 9 ページをご覧ください。その 5。証明願出人、所有者ともに東京都、●●●●さんです。</p> <p>土地の所在ですが、北兵村一区●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は 254 m²で、利用状況は原野であり、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は藤井委員、小崎委員、松浦委員でございます。</p> <p>(別冊資料 3 - 3 ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから議案第 1 号の質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第 1 号の採決を行います。</p> <p>おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議 長	<p>日程第 6、議案第 2 号を議題とします。 事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の 10 ページをご覧ください。議案第 2 号、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による合意解約について。</p> <p>別紙のとおり、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による合意解約を行い、同法第 18 条第 4 項及び第 6 項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めるものであります。本総会において 9 件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の 11 ページをご覧ください。</p> <p>番号 1 番、利用権の設定をした者、南兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●外計 3 筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は 7, 6 2 2 m²、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成 25 年 7 月 23 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日までの 10 年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年 10 月 7 日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料 11 ページにより位置説明)</p> <p>番号 2 番、利用権の設定をした者、南兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は 6, 5 5 1 m²、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成 27 年 2 月 24 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日までの 10 年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年 10 月 7 日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料 11 ページにより位置説明)</p> <p>番号 3 番、利用権の設定をした者、南兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●外計 8 筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は 4 6, 7 1 0 m²、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成 24 年 1 2 月 1 1 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日までの 10 年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年 10 月 7 日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料 11 ページにより位置説明)</p> <p>番号 4 番、利用権の設定をした者、南兵村三区、●●●●さん、利</p>

事務局

用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●の内外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は4,756.72㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成28年1月27日から令和2年12月31日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年10月7日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

番号5番、利用権の設定をした者、上湧別屯田市街地、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は2,905㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成24年2月28日から令和4年12月31日までの11年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年10月7日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして議案書の11-2ページをご覧ください。番号6番、利用権の設定をした者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●外計7筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は11,188㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成23年9月26日から令和3年7月24日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年10月15日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

番号7番、利用権の設定をした者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は4,941㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成26年3月28日から令和6年1月30日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年10月15日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料11-2ページにより位置説明)

番号8番、利用権の設定をした者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係

<p>事務局</p>	<p>る土地の所在は南兵村三区●●番●外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は43,635㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成26年11月20日から令和6年9月25日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年10月15日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料11—3ページにより位置説明)</p> <p>番号9番、利用権の設定をした者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は10,540㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成28年11月24日から令和3年8月25日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年10月15日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料11ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第7、議案第3号を議題とします。</p> <p>事務局に議案の朗読説明をさせます。</p> <p>議案書12ページをご覧ください。議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙の者より農地の権利設定の許可申請書の提出があったので、許可の可否につき審議するものであります。本総会において1件の許可申請書が提出されております。</p>

事務局	<p>内容の説明をしますので、議案書の13ページをご覧ください。 番号1番、譲渡人が札幌美、●●●●さん。譲受人が札幌美、●●●●さんです。申請地の所在ですが、札幌美●●●番●外計5筆で合計面積は79,596㎡です。転用理由は、譲渡人が農地処分のため、譲受人が経営規模拡大ためであります。権利の種類は所有権となっており、価格は300,000円でございます。 (別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第3号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから、議案第3号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8、議案第4号を議題とします。 事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の14ページをご覧ください。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が1件、貸借権が25件、使用貸借が1件提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の15ページをご覧ください。</p> <p>まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。</p> <p>所有権移転に係る土地の所在は、川西●●●番●外計8筆で合計面積は143,183.80㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。</p>

事務局

所有権移転の時期でございますが、令和元年10月24日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年12月13日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、20,045,000円でございます。

(別冊資料5.6ページにより位置説明)

続きまして議案書の16ページをご覧ください。賃借権でございます。

はじめに番号1番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、緑町、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●外計2筆で合計面積は32,171㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和11年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は96,000円でございます。

(別冊資料7ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計8筆で合計面積は14,716㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和11年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は58,000円でございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、北兵村一区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●外計5筆で合計面積は15,667㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和11年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は78,000円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

事務局

続きまして番号4番、利用権の設定をする者は、東京都、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、北兵村一区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●外計4筆で合計面積は13,153㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和6年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は78,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

続きまして番号5番、利用権の設定をする者は、中湧別南町、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、北兵村一区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●外計2筆で合計面積は4,254㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和6年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は27,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

続きまして番号6番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計3筆で合計面積は7,622㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和5年12月31日までの4年間となっております、賃貸価格は53,000円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして番号7番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●で面積は6,551㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

事務局

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和6年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は45,000円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして議案書の17ページをご覧ください。番号8番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計8筆で合計面積は46,710㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和4年12月31日までの3年間となっております、賃貸価格は350,000円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして番号9番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●の内外計2筆で合計面積は4,756.72㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和2年12月31日までの1年間となっております、賃貸価格は26,000円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして番号10番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●で面積は2,905㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和4年12月31日までの3年間となっております、賃貸価格は23,000円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして番号11番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。

事務局

す。

利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●外計4筆で合計面積は31,917㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和6年8月27日までの5年間となっており、賃貸価格は90,620円でございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

続きまして番号12番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●外計2筆で合計面積は24,243㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和6年8月27日までの5年間となっており、賃貸価格は67,880円でございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

続きまして番号13番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●で面積は36,213㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和6年8月27日までの5年間となっており、賃貸価格は101,380円でございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

続きまして番号14番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●外計9筆で合計面積は107,093㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和6年8月27日までの5年間となっており、賃貸価格は235,600円でございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

事務局

続きまして議案書の18ページをご覧ください。番号15番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、計呂地、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計41筆で合計面積は284,939㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和6年8月27日までの5年間となっております、賃貸価格は208,260円でございます。

(別冊資料15. 16. 17ページにより位置説明)

続きまして議案書の19ページをご覧ください。番号16番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計20筆で合計面積は76,608㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和6年8月27日までの5年間となっております、賃貸価格は250,420円でございます。

(別冊資料18. 19ページにより位置説明)

続きまして番号17番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●外計6筆で合計面積は31,479㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和6年8月27日までの5年間となっております、賃貸価格は144,800円でございます。

(別冊資料20ページにより位置説明)

続きまして番号18番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●外計3筆で合計面積は58,634㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

事務局

す。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和6年8月27日までの5年間となっております、賃貸価格は263,840円でございます。

(別冊資料20ページにより位置説明)

続きまして議案書の20ページをご覧ください。番号19番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、開盛、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、開盛●●番●外計11筆で合計面積は37,492㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和6年8月27日までの5年間となっております、賃貸価格は107,400円でございます。

(別冊資料21.22ページにより位置説明)

続きまして番号20番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、開盛、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、開盛●●番●外計4筆で合計面積は38,015㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和6年8月27日までの5年間となっております、賃貸価格は102,640円でございます。

(別冊資料21ページにより位置説明)

続きまして番号21番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●外計9筆で合計面積は27,243㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和6年8月27日までの5年間となっております、賃貸価格は52,940円でございます。

(別冊資料23ページにより位置説明)

続きまして議案書の21ページをご覧ください。番号22番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。

事務局

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計7筆で合計面積は11,188㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和3年7月24日までの2年間となっており、賃貸価格は70,757円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして番号23番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計2筆で合計面積は4,941㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和6年1月30日までの4年間となっており、賃貸価格は29,892円でございます。

(別冊資料11-2ページにより位置説明)

続きまして番号24番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計3筆で合計面積は43,635㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和6年9月25日までの5年間となっており、賃貸価格は263,972円でございます。

(別冊資料11-3ページにより位置説明)

続きまして番号25番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計3筆で合計面積は10,540㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和3年8月25日までの2年間となっており、賃貸価格は46,36

事務局	<p>0円でございます。 (別冊資料11ページにより位置説明)</p> <p>続きまして議案書の22ページをご覧ください。使用貸借です。番号1番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計20筆で合計面積は71,057㎡であり、利用権設定等の種類は使用貸借権で、成立する法律関係は使用貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。</p> <p>利用権の期限でございますが、本日、令和元年10月24日から令和11年12月31日までの10年間となっております。 (別冊資料11.12ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>先に●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案件は、原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p>

	(●●委員退席)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案件は、原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。
	(●●委員着席)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。次に●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。
	(●●委員退席)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案件は、原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。
	(●●委員着席)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。次に●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に

議 長	より、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。 (●●委員退席)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案件は、原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。 (●●委員着席)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。これから議案第4号の残りの議案についての質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第4号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって議案第4号の残り案件は、原案のとおり可決されました。 本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。 これで、令和元年第10回湧別町農業委員会総会を閉会します。 閉 会 11時35分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員